

第17回全国障害者スポーツ大会(愛顔^{えがお}つなぐえひめ大会)リハーサル大会
兼 第12回愛媛県障がい者スポーツ大会
兼 第39回中・四国身体障害者アーチェリー競技大会
アーチェリー競技実施要領

1 競技規則

平成29年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 1的2名(A・B)の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。
- (2) 行射時間は3射2分以内とする。
- (3) 練習については、競技開始前の自由練習とし、2分矢取りを2回繰り返す。
- (4) 競技進行は、音響・視覚による時間管理装置(信号機)により行う。
- (5) 採点行為及び看的行為は、競技運営主管団体が出場選手から委任を受けて行う。

3 的番・立番

的番及び立番は、主催者が決定する。

4 用具

競技に必要な用具は出場選手が各自用意し、用具検査を受けた物を使用する。大会期間中の用具管理は、各自の責任において行う。

5 服装等

- (1) 競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。
- (2) 番号布(ゼッケン)は、主催者が交付したものを審判員が確認できるよう背部又は車いすの背もたれに付け、表彰式終了時まで着用する。

6 用具検査

用具検査は、平成29年5月28日(日)に競技会場で行う。用具検査には、弓具以外に服装、番号布、車いす、補助具等を含む。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 介助者

- (1) 障害区分1又は特別な事情のある選手は、介助者を1名つけることができる。選手の介助を行う者は、あらかじめ主催者の許可を得て「介助許可証(ビブス)」

の交付を受け、表彰式終了時まで着用する。

- (2) 介助者は、シューティングライン(S L)まで入場することができる。
- (3) 選手に対する助言は認めない。ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。
- (4) 介助者の違反行為は、すべて選手の違反行為とみなす。
- (5) 介助者は、射場内に競技上必要な物以外は持ち込んで서는ならない。
- (6) 介助者は、競技役員の指示に従わなければならない。

9 その他

- (1) 競技場内へは、選手、監督、コーチ、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援ボランティア及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取り扱いは、主催者において決定する。